

■日常生活用具の種目及び対象者

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
特殊寝台	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齢児以上の者 （２） 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練ができる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
特殊マット	次のいずれかに該当するもの （１） 最重度又は重度の知的障害者であって、常時介護を要するもの （２） 下肢又は体幹機能障害２級以上で常時介護を要する者 （３） 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	39,200	5
特殊尿器	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害１級の常時介護を要する者であって、原則として学齢児以上のもの （２） 難病患者であって、自力で排尿できないもの	尿を自動的に吸引するものであって、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として３歳以上の者（入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができるもの	82,400	5
体位変換器	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。） （２） 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5
移動用リフト	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として３歳以上の者 （２） 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害があるもの	介助者が障害者等を移動させるのに容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として３歳以上の者	原則として付属のテーブルを設置できるもの	33,100	5
訓練用ベッド	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として３歳以上の者 （２） 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害があるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
入浴補助用具	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害を有し入浴に介助を要する者 （２） 難病患者であって、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの（住宅改修を伴うものを除く。）	90,000	8
腰掛便器	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齢児以上の者 （２） 難病患者であって、常時介護を要するもの	ポータブルトイレ又は補高便座等（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの又は洋式便器の上に置いて高さを補うもの若しくは洋式便器の上に置いて排泄時の座位保持を補助するものをいう。）であって、障害者等が容易に使用できるもの（住宅改修を伴うものを除く）	23,100	8
特殊便器	次のいずれかに該当するもの （１） 最重度又は重度の知的障害者であって、自らの排便後の処理が困難なもの （２） 上肢機能障害２級以上で原則として学齢児以上の者 （３） 難病患者であって、上肢機能に障害のあるもの	スイッチ、足踏ペダル等により温水温風を出すことができるもの（住宅改修を伴うものを除く。）	151,200	8
移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当するもの （１） 平衡機能又は下肢機能障害若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する者であって原則として３歳以上のもの （２） 難病患者であって、下肢機能に障害のあるもの	転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。）	60,000	8
火災警報器	次のいずれかに該当し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 （１） 最重度又は重度の知的障害者 （２） 身体障害者手帳２級以上の者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	15,500	8
自動消火器	次のいずれかに該当し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 （１） 最重度又は重度の知的障害者 （２） 身体障害者手帳２級以上の者 （３） 難病患者	室内温度の異常上昇又は炎との接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
電磁調理器	次のいずれかに該当するもの （１） 最重度又は重度の知的障害者であって原則として18歳以上の者 （２） 視覚障害2級以上で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	障害者等が容易に使用できるもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	7,000	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級で聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、日常生活上必要と認められる者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	87,400	10
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上かつ自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者であって、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つことができるもの	51,500	5
ネブライザー（吸入器）	次のいずれかに該当するもの （１） 呼吸器機能障害、喉頭機能障害又は重度肢体不自由である障害者等であって、呼吸器機能又は喉頭機能が著しく低下し医師が必要と認めるもの（電気式たん吸引器との両用器の給付を受けてから耐用年数の期間内にある者を除く。） （２） 難病患者であって、呼吸器機能又は喉頭機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用できるもの	36,000 （電気式たん吸引器との両用器の場合にあっては、72,450）	5
電気式たん吸引器	次のいずれかに該当するもの （１） 呼吸器機能障害、喉頭機能障害又は重度肢体不自由である障害者等であって、呼吸器機能又は喉頭機能が著しく低下し医師が必要と認めるもの（電気式たん吸引器との両用器の給付を受けてから耐用年数の期間内にある者を除く。） （２） 難病患者であって、呼吸器機能又は喉頭機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用できるもの	56,400 （ネブライザーとの両用器の場合にあっては、72,450）	5

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	次のいずれかに該当するもの （１） 呼吸器機能又は心臓機能障害３級以上の者であって、人工呼吸器の装着が必要なものの （２） 難病患者であって、呼吸器機能又は心臓機能に障害があり、かつ、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	157,500	5
酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用できるもの	17,000	10
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用できるもの	9,000	5
視覚障害者用体重計（音声式）	視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用できるもの	18,000	5
視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用できるもの	15,430	5
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	98,800	5
上肢障害者用情報・通信支援用具	上肢障害２級以上で原則として学齢児以上の者	大型キーボード、ジョイスティック等であって、障害者等が容易に使用できるもの	100,000	—
視覚障害者用情報・通信支援用具	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフト等であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	100,000	—
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	300,000	6
点字タイプライター	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンを知覚し又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品又はDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000	6
視覚障害者用情報受信装置（地上デジタル放送対応ラジオ）	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	テレビ音声及びAM放送・FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するものであって、視覚障害者が容易に使用できるもの	29,000	6

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
視覚障害者用物品識別装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	記録媒体に読み取り機をかざすことであらかじめ録音した音声を聞き取ることができるものであって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	59,800	6
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	視覚に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するもの	126,000	6
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するものであって、視覚障害者が容易に使用できるもの	99,800	6
視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を拡大し、又は音声に変換することで情報を得ることが可能になる視覚障害者であって、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を印刷物等の読みたいものの上に置くことにより、簡単に拡大された文字、画像等をモニターに映し出し、又は音声に変換して出力することができるもの	198,000	8
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用できるもの	71,000	5
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するものであって、聴覚障害者が容易に使用できるもの	88,900	6
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれがある身体障害者又は知的障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	37,900	3
T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢機能障害若しくは体幹機能障害を有する者	一本杖で十分な強度を有するもの	4,700	—
点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用できるもの	10,800	7

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	(1) 電動式	72,200	5
		(2) 笛式	8,400	4
		(3) 押込型用人工鼻	25,000	—
ストーマ用装具 (洗腸用具を含む。)	直腸機能障害又はぼうこう機能障害を有する者であって、人工肛門又は人工ぼうこうを造設しているもの	障害者等が容易に使用できるもの（ストーマの維持管理に必要な付属消耗品を含む。）	消化器系ストーマ用装具 8,900 尿路系ストーマ用装具 11,700	—
紙おむつ	次のいずれかに該当し、医師が必要と認める者であって、3歳以上のもの (1) ストーマの変形又はストーマ周辺の著しいびらんのためにストーマ用装具を装着できない者 (2) 二分脊椎による排便機能障害又は排尿機能障害のある者 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者	障害者等が容易に使用できるもの（使用にあたり清潔保持に必要な消耗品を含む。）	12,360	—
収尿器	ぼうこう機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	8,930	1

種目	対象者	性能等	基準額
小規模改修（居宅生活動作補助用具）	(1) 下肢又は体幹機能障害3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害2級以上の者に限る。） (2) 難病患者であって、下肢機能障害又は体幹機能障害を有するもの	障害者等の移動等を円滑にするための住宅改修及び用具の設置	200,000
中規模改修（居宅生活動作補助用具）	下肢又は体幹機能障害2級以上の者又は知的障害の程度が最重度である者	障害者等の移動等を円滑にするための住宅改修及び用具の設置	500,000

(注)

- 1 ストーマ用装具、紙おむつ及び押込型用人工鼻の基準額は、1月分の額とする。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。